



北海道地方最低賃金審議会委員の候補者の推薦に関する公示

北海道労働局一般公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第23条第1項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第3条第1項の規定に基づき、北海道地方最低賃金審議会（第51期）の補欠委員を任命したいので、関係労働組合は、下記「北海道地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領」により、労働者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和8年1月13日

北海道労働局長 村松 達也

記

北海道地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条に規定する労働組合であって、北海道労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推荐手続

（1）推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。また、推薦に当たっては、推薦書に内諾書及び履歴書を添付して提出すること。

（2）推薦締切期日

令和8年1月26日必着

（3）推薦書の提出先

北海道労働局労働基準部賃金室

（札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第一合同庁舎9階）